

緑と市民ネットワークの会



議会報告ニュース

[第6号]

秋
冬 2016
号

メール midoritonet@gmail.com / 公式サイト http://midoritonet.info

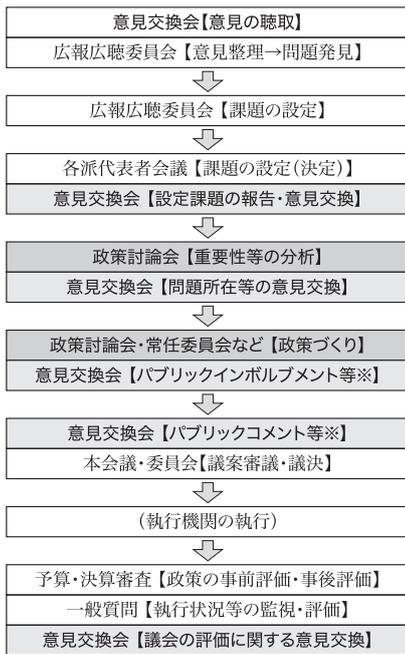
発行: 緑と市民ネットワークの会 / 〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1 福岡市役所内 / TEL.092-711-4875 / FAX.092-733-5881

市民の声を活かすには ～会津若松市の議会改革～

福岡市議会では議会改革調査特別委員会を設置し、議会改革のために、さまざまな検討事項(論点)や意見が出されています。私たちが特に力を入れているのが「市民の声を市政に活かす」ための改革です。今年7月、先進的な取り組みをしている会津若松市議会に調査へ行ってきました。



政策形成サイクルにおける主要ツールの位置づけ
会津若松市議会の政策形成ツール



市民の意見から始まる「政策形成サイクル」

通常、議案が議会へ提案される前に、市長(行政)側でさまざまな検討がなされ、計画が立てられます。そのとき、審議会に市民公募の委員が入ったり、パブリックコメントが行われたりと、「市民参加」の方法がいくつか作られています。

一方、議会には請願や陳情という制度があるものの、「市民参加」の方法が十分に確立されているとは言えず、福岡市議会においては、その請願や陳情すらもともに審査されていないのが現状です。議員個人や会派として市民の意見を聞く場を設けていることもありますが、議会全体として制度化されてはいません。

会津若松市議会では市民の意見を政策に取り入れるために、「意見交換会」を全市15地区で開催します。そこで出された意見や課題を整理し、「政策討論会」で調査や議員間討議を行い、それらが議会での審議に活かされます。議会の結果は、次の「意見交換会」で報告し、また市民から意見を聴取…と、「政策形成サイクル」が制度化されています。

福岡市でもできる 区ごとに市民の声をとりあげる仕組みづくりを

このような制度は人口12万人の会津若松市だからできる、福岡市では難しいと思われるかもしれませんが。しかし地方自治法では、区が市の権限の一部を担う「総合区」の制度を導入することができるようになっており、これを活用すれば区単位で制度化できると考えます。

議会がしっかり市民と向き合い、対話する意思があるのかどうか。いま「市民参加」のための改革が問われています。

請願の紹介議員になりました!

▼福岡市のすべての子どもの発達保障を求める請願 ▼街づくりに関する請願 ▼安定ヨウ素剤の事前配布を求める請願 ▼共謀罪法案の国会への上程に反対する意見書の提出を求める請願 など

生活って政治!

「暮らしのための議会」を実現するため、皆様のご意見や思いを聞かせてください。

事務所

☎092-662-5077

「森あや子」公式ブログ <http://ayako966.blog.fc2.com/>

— このニュースは、議員活動の一環として、税金から賄われる「政務活動費」を用い発行しています —

